

Title	二〇〇七年度修士論文要旨；二〇〇七年度卒業論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2008
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.77, No.1 (2008. 7) ,p.163- 179
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080700-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は保たれたものの、内実はイギリスのアングロ・イラニアン石油会社の単独支配に代わって国際的なコンソーシアムによる共同支配に変わった。セブンシスターズと呼ばれるアメリカの石油メジャーも加わった新しい体制の下でイランの経済がどう影響され、その不満がイラン・イスラーム革命にどのような影響がもたらしたのかは貫井君に残されたもう一つの大きな課題である。

以上、長々と講評を書き連ねたが、貫井君の論文は内容と構成、ペルシア語および英語で記された史料を縦横に駆使した語学力に鑑みて学位請求にふさわしい資格を備えていると考える。ここに審査員一同は、一致して貫井万里君に博士（史学）の学位を授与することが適当と判断するものである。

論文審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部教授・文学研究科委員	坂本	勉
副査	早稲田大学国際教養学部教授	桜井	啓子
副査	アジア経済研究所副主任研究員	鈴木	均

二〇〇七年度修士論文要旨

〔日本史学専攻〕

近世後期カラフトにおける交易統制と先住民

浅見 礼文

本稿の目的は、蝦夷地の第二次直轄化後における山丹交易統制の実態を明らかにすることである。前期幕領時代の松田伝十郎の交易改革によってカラフトアイヌは山丹交易から除外され、その制度の基本は幕末まで踏襲されたと言われる。交易統制の方針に変化はないのか、またアイヌは交易と完全に切り離されていたのか等、カラフト政策のなかで交易活動と密に関わる部分に焦点を定め、分析を試みる。『箱館奉行文書』に残る現地詰幕吏・箱館奉行・老中らのやり取りを改めて細かく分析しなおし、幕閣の意図が現地でのどのように受け止められ、実施されたのか、また逆に現地の幕吏のいかなる認識と報告によって政策決定されたのかを読み取り、現地での具体的な運営・統制、カラフト住民への影響、カラフト情勢の変化が交易統制に与えた影響を明らかにする。

交易統制について本稿で指摘した点は、第一に、統制のあり方は固定的なものではなく、交易場所や交易実施の許可等につ

いて、状況に応じた判断が下されたこと、第二に、山丹交易品の払下げの事例が示すように、交易品が幕吏以外へ流出する事態が起ころぬよう厳重に管理されたことである。幕吏が山丹人への対応で最も警戒した点は、山丹人の活動を何らかの媒介としたロシア人とアイヌの接近を阻止することであるが、同時に山丹人と番人らによる密貿易の取り締まりも重視された。第三に、交易終焉期の史料で廃止の理由がカラフト出産の小皮類の不足とされていることから、アイヌを自由な交易から排除することは、アイヌが獲る小皮類を幕府が独占的に集荷するという点で、交易を直轄するにあつての必要条件であつたと言える。一方、ヲロツコ交易の担い手であるカラフト東海岸の先住民に対しても、「撫育」や交易拡大の政策が実施される。幕吏の認識には、先住民を和人の漁場で働かせて支配下に組み込もうとする意図が表れている。

日本古代の狩猟に関する研究

太田 雄介

日本古代における狩猟に関する研究は、主に天皇の狩猟について、また石上英一氏の所論を引き合いに出してなされてきた。石上氏は擅興律擅発兵条と職制律監臨官強取猪鹿条をもとに、初物を狩りこれを豊饒を祈願して神に捧げる狩猟儀礼が、土地の領有を確認するという意味を持つようになったと指摘され、

天皇の狩猟の意義を土地の支配の確認に求められた。しかしこの議論は具体的な狩猟の事例をもとにしたものではないことから、石上氏の指摘を受け継ぎ、具体的な狩猟の事例をこの流れに位置付けることを本稿の第一の目的とした。また従来あまり明らかにされてこなかった天皇以外の、特に庶民の狩猟の姿を明らかにし、これを天皇の狩猟のそれと比較することを通じて、日本古代の狩猟の様相を説明することを第二の目的とした。

天皇の狩猟について見ると、初物を狩って神に捧げる生産儀礼という面は、狩猟が行われた時期が二月と十月の前後に集中することから、少なくとも仁明期までは残存していたと見ることができる。また王土思想の存在や山野に対する政策(桓武期においては蝦夷の征伐など)との連動から考えて、支配の確認という面についても野行幸の成立前までは強く存在したと見られる。しかし野行幸が成立すると二月が狩猟の時期から外され、生産儀礼としての側面が薄くなったこと、行う場所が以前にも増して限定されることから、支配の確認のための儀礼としても形式化したことがわかる。方法の面では猪・鹿狩から鷹狩への遷移が見られるが、これは狩猟の中国化の一環としてなされるなど、生活上の必要から行われたことではない。

一方で庶民の狩猟は生活に密着したものであるため、時代が降っても(十世紀までは)特に方法の面で大きな変化を来すことはなかった。天皇の狩猟は庶民の狩猟に対し、仕掛けの否定や禁野の侵犯の糾弾という形で否定的に臨むようになる。このことは、天皇の狩猟が庶民の狩猟を否定して成り立っている側

面を有することを意味していると言えよう。

歴史編纂をめぐる水戸藩学者の思想的対立

——明治政府修史館出仕者の事例に寄せて——

小田倉仁志

本研究では、江戸期の代表的な歴史書である『大日本史』を編纂した水戸藩の学者の明治期における状況について検討し、水戸学を題材として江戸期と明治期以降の歴史学との思想的断絶性の原因を考察した。

第一章では、前期水戸学と後期水戸学の思想や関係性、他学派からの影響について検討した。水戸学における崎門学、古義学、徂徠学、陽明学、国学等との系譜的なつながりを指摘しつつ、それらの思想が水戸学に及ぼした影響について言及した。さらに、藤田東湖の国学的要素や会沢正志斎の儒学的要素、それによる思想的差異について触れ、先行研究を再確認した。

第二章では、明治政府の修史館に出仕した水戸藩の学者である栗田寛、菅政友、鈴木大、青山延寿等を例として、彼らの歴史認識における思想を考察した。彼らが幼少時代を過ごした江戸期の学者との思想的共通性や相違性、あるいは彼らの間での思想的差異について比較し検討した。栗田寛は国学的影響が強く、他の人物は儒学的影響が強いこと等、水戸藩学者内における水戸学理解の違いは、水戸学が体系化しきれていないことを

表し、統一の見解を取ることが難しかったことを示している。

第三章では、明治期における水戸学の歴史認識について、水戸藩学者がおかれた状況を、修史館の派閥対立と関連させつつ検討した。学者個々としては、明治期の歴史学において一定の活躍が認められる。しかし、水戸学として思想的統一性が取れなかつたことで、水戸藩の学者が川田剛の教訓主義の派閥には栗田、重野安繹の考証主義の派閥には菅、鈴木、青山等と分裂し、そのために水戸学は歴史認識に対する影響力を失っていった。

以上の検討より、水戸学は成立当初より多くの学問の影響を受け、学者もその影響度で持論に違いが発生した。それは明治以降も引き継がれ、最終的にその思想的対立が明治政府の修史事業内の派閥対立の中で水戸藩の学者の分裂の原因となり、そのことが歴史認識に対する発言力を失っていく原因となったと結論付けた。

近世後期在方における八王子千人同心の様相

田平 洋

江戸時代、武士身分と百姓身分は制度上区別されることが基本的な理解であったが、実際にはそれが必ずしも当てはまらない特異な身分を持った者も存在した。本稿では武蔵国多摩郡の農村地域に近世を通じて生活していた「八王子千人同心」を例

に、彼らが日常生活で関わった種々の争論を分析することで、千人同心に独特の身分形態の様相を明らかにした。

第一章では千人同心の成立と組織形態の整理を行った。千人同心身分の特異性は、同心組織が江戸幕府の直属軍事集団として成立したことに起因する。時代が下る中で軍事的な意味を失い、主たる勤務は日光東照宮の火消番となったが、普段は百姓同様の生計を立てて農村に居住していた。しかし一般百姓とは少し性格の異なる千人同心をめぐっては、直属の上司である千人頭や、居住地域の支配領主、そして同心の生活する農村の村役人たちも対応を苦心し、近世中期以降たびたび問題が生じ、寛政期には組織の綱紀肅正策（寛政御改正）がとられ、千人同心身分は他の一般百姓身分とは区別され、「御家人筋」であることが認められた。

第二章では、寛政御改正を受けて、その後の千人同心が、支配頭・支配領主との関わりの中でどのように取り扱われるかを検証した。千人同心となっている者は有力な農家の者であることが多く、また村方では千人同心に付随する特権的な身分が目されるようになり、千人同心であることは多摩地域の農村に生活する上で少なからず影響力を持った。組織支配・農村知行・村内秩序の維持など、千人同心をめぐるは様々な問題が錯綜していたが、そうした問題に同心がどういった対応を見せて自らの生活基盤を維持するか、具体的諸相を追った。

第三章では村方に生活している千人同心の関わった争論に注目し、農村において同心がどのような存在として認識されてい

るかを考察した。寛政御改正は主として同心組織弛緩の問題を克服することにねらいがあったが、実際には新たに保障された同心身分が時宜によって都合良く解釈されるようになっていた。近世後期には由緒古く同心を勤めてきた者たちの中から千人頭の差配に抵抗を見せる者も現れ、千人頭が改易される事態にも発展し、知行領主や村方役人たちも農村に居住する千人同心の主張になかなか有効な対策を持つて臨むことはできなかった。

近世後期、幕府は千人同心身分の合理的把握を試みたが、幕府の身分制度では同心身分を一概に規定することはできず、様々な場面で矛盾を来した。そして千人同心は自身の身分の曖昧さをよく理解していた。本稿では同心身分を持つことが、多摩の農村社会でより有利に生活していくための一条件となっていた実態を史料的に裏付けた。

寛政期における朝廷の動向

尊号一件とその影響

長澤 慎二

本論文は近世後期の朝廷及び朝幕関係に注目し、朝廷の意思が朝廷内でいかにして決定され、幕府に伝えられたのか、またその意思について朝幕間でどのような交渉が行われたのかという点について考察したものである。

第一章では、寛政期において重大な事件に発展した尊号一件

について、この事件が問題化した理由を検討した。尊号一件とは、光格天皇が実父である閑院宮典仁親王に「上皇」の尊号を贈ろうとしたが、幕府に拒否されたという事件である。最終的には公卿が幕府から処罰を受ける事態にまで発展したが、当初より朝幕間において認識の相違があった。幕府は朝廷のこの動きを光格天皇による「朝廷復古」の一環と捉えて問題視していたが、朝廷は天皇個人の問題と考え、問題化するとは考えていなかった。そのため朝廷内では、武家伝奏・議奏と天皇との「内談」で朝廷の意思が決められていた。だが幕府から公卿の江戸下向を命じられると、朝廷は事態の重大性を認識し、関白・武家伝奏・議奏が集合した「評議」をもち、評議の場で尊号一件の断念を決定した。以上のような意思決定過程の変化を指摘し、朝廷の尊号一件に対する認識の変化を指摘した。

第二章では公卿の江戸下向が命じられた後の朝幕関係、および公卿の江戸における尋問内容について検討した。この過程で、尊号一件においては積極的な動きを見せなかった関白が、この時点では指導的な立場に立っていることを明らかにした。さらに江戸での尋問の中で、公卿が「事軽儀」は内談、「事重儀」は評議によって意思を決定していると伝えており、この点においても尊号一件が当初は「事軽儀」であったことを示している。第三章では尊号一件とほぼ同時代に進められた寛政度皇后御殿の造営について検討した。近世において内裏や御殿は幕府によって造営されるが、寛政度内裏の造営直後であったことや、寛政の改革の最中で財政が逼迫していたこともあり、規模の縮

小・削減を余儀なくされた。だがその一方で、幕府から見れば「朝廷復古」とも言える古制に則った形の御殿が造営された。この点から朝幕関係においては、尊号一件の影響はそれ程大きくは見られない。

以上の検討により、尊号一件の影響は朝幕関係においてはそれ程残らなかつたと結論づけた。だが朝廷内では尊号一件において積極的な動きを見せなかつた関白が、尊号一件以後は朝廷運営の中心として機能するようになった。この点において尊号一件の影響は見られたと考えられる。

近世の目安箱制度

藤野まどか

本論文は、近世日本における目安箱制度の実態を明らかにしようとするものである。江戸幕府の目安箱制度を中心に、諸藩のものについても検討し、より包括的な全体像の把握を試みた。幕府の目安箱制度に関して、従来の研究では、田沼期（宝暦～天明期）には形骸化し、松平定信が吉宗の時期の制度に復そうとしたと言われている。目安箱は①政治に有益な意見、②役人の不正、③放置されている訴訟審理に関する投書が許可された。無記名の投書は原則的に禁止とされた。設置当初の狙いは、人心掌握による改革政治の推進であると理解されている。しかし、田沼期（宝暦～天明期）には、無記名訴状を契機とした犯

罪の摘発手続きが整備された。また、長崎に新設した目安箱に、抜荷の情報を投書させるなど、目安箱を「役人統制や犯罪摘発のための手段」として利用しようとする意図が見える。つまり、幕府の目安箱制度は、田沼期に「形骸化」したのではなく、機能的に変質したのだと言える。この田沼期の方針は、定信の後継政権である寛政遺老政権下においても受け継がれ、目安箱は変質しながらも、幕政上その有用性を維持していたと考えられる。

しかし、元治元（一八五三）年のペリー来航を契機に、評定所一座が幕政の諮問機関としての性格を強めたことにより、目安箱制度も変質した。建白書の受理・対処が評定所に委任されたことで、田沼期以降実質的に「役人統制や犯罪摘発のための手段」に特化していた目安箱の存在意義は低下したと考えられる。

一方、諸藩の目安箱は、新設・再設置などを含め、七五藩延べ一〇八例が確認できた。尼崎藩など幕府より先に設置した藩もある。本論文では、諸藩の目安箱制度を概観するとともに、設置回数が多く、特徴的な広島藩（外様）と忍藩（譜代）の設置背景や実例を個別に分析した。忍藩では、藩の目安箱を越えて幕府の目安箱に投書する例が多く見られ、幕府の「公儀性」を利用して、訴えを認めさせようとする人々の姿が確認できる。目安箱制度は、明治新政府によっても採用され、明治六（一八七三）年に廃止されるまで歴史的役割を果たした。

律令制下の皇太子と儀礼

山下 紘嗣

皇太子とは言うまでもなく皇位を継承すべき皇子のことだが、それが律令制下—本稿では大宝律令成立以後光孝朝までの時代を示す—の日本において如何なる性格を有していたか論じることは、当該期の天皇権力や国家の在り方を明らかにすることに繋がると考えられる。本稿では、皇太子の皇嗣としての側面と国政上の役割及びその変遷を把握するべきであるとの井上光貞氏の提唱された議論の枠組みを継承しつつ、従来皇太子を論じるうえであまり触れられる事のなかった礼制的な側面から、その性格の一端を明らかにした。

『続日本紀』延暦六年（七八七）五月己丑条に、勅によって皇太子安殿親王に帯剣をさせたとの記事が載る。衣服形態がそれを着する者の性格を表すことを考えると、この史料は当該期の皇太子の性格を考える上で見逃せない史料である。そこで第一章では、この時に皇太子が帯剣するとされたことの意義について考察を加えた。奈良時代、帯剣は武を表す衣服形態だったが、平安時代になるとそれに威儀を整える役割が加えられた。安殿親王の帯剣は威儀を整える帯剣の初例に位置づけられ、桓武朝に皇太子の威儀が整えられたことを示す。また、帯剣の意義の変容の初例が皇太子に見えることは、皇太子が身分秩序を

可視的に表現する上で一定の役割を負っていたことを表す。

律令制下の皇太子は種々の儀礼に参加していた。第二章では皇太子の儀礼への参加の様相や、その皇太子の儀礼への参加の様相の形成過程を検討することで皇太子の性格に迫った。平安前期、皇太子が参加する儀礼は国家の身分秩序が可視的に表現・再生産される儀礼であり、それらの儀礼では皇太子の群臣とは隔絶した地位が表現された。当該期の皇太子の国政上の役割は、特定の儀礼に参加し皇嗣が存在し国家が安定していることを表現することにあつた。この様な皇太子の国政上の役割は奈良時代半ばから平安前期にかけて、皇嗣として皇太子を立てることが一般的になり、皇太子の威儀が整えられていくに従って形成された。

平安時代の皇太子は政務手続きに関与しなくなったことから、その国政上の役割が全く失われたと考えられている傾向がある。しかし本稿で明らかにしたように、平安時代においても皇太子は一定の国政上の役割を果たしていたのである。

近世中期朝鮮通信使の乗馬調達

横山 恭子

本論文は、朝鮮通信使の淀・江戸間の陸上通行を支えた乗馬の調達に焦点を絞り、通信使の来朝・通行に伴う日本側の負担の側面を解明したものである。従来の研究は政治面・文化面

が中心であり、負担面・経済面に注目することで幕府の外交に示す方針、主体性を別の角度から検討した。

第一章では、通信使の通行と乗馬調達の関わりをまとめた。人馬調達構造には①諸大名から乗馬用の鞍置馬・鞍皆具を調達する構造と②沿道諸国の村々を対象に荷馬・人足や鞍皆具をのせる馬を調達する構造の二種類が存在した。人約三三〇〇人、馬約一〇〇〇疋を要する通信使の通行の際、乗馬で移動する信使は六割を越えた。乗馬調達は、幕府、諸大名、沿道諸国、対馬藩の四機関が関わり、幕府の主導により「大名課役制度」と「伝馬・助郷制度」または「国役・請負制度」が動き、最終的に信使に接する段階で対馬藩が加わるしくみになっていた。

第二章では、諸大名からの鞍置馬・鞍皆具調達に注目し、幕府の視点から分析した。その調達方法は幕府の意図により正徳・享保期に改変・修正され、延享期以降定着しシステム化していった。これは正徳期に定められた方法・基準が基礎となり、倍増させた負担大名を石高や実態に合わせ動員する合理的・機能的な方法を用い、一大名にかかる負担の均質化・分散化・経費節減を図るものであった。幕府が日本国内側の対応の一つとして、国家的規模の役を再整備したといえる。

第三章では、幕府から役負担を課せられる一大名の事例として加賀藩を取り上げた。正徳・享保期の分析からは、幕府の改変・修正が反映され、日数面で大幅に負担の軽減がなされたことを確認した。また藩内では、鞍置馬派遣を藩の体面のかかった役と捉え、より確実な派遣のため合理的・実用的な方法が検

討された。享保期には地方統轄機構を用い国元の駅馬を調達する方針をとったことで、通行地とは全く関係のない加越能地域の村々から駅馬・馬子が調達され通信使の通行を支えることになった。

以上の乗馬調達の分析から、幕府は日本国内経済が停滞する中、外交の表象には現れない水面下において、正徳・享保期に通信使の来朝・通行に伴う負担の問題の解決を図り始めた結論付けた。文化期に負担が全国一律に拡大されることから、鞍置馬・鞍皆具調達方法のシステム化、国家的規模の役の再整備は易地聘礼の前触れであったといえる。

〔東洋史学専攻〕

イスタンブルのアール・ヌーヴォーと建築家ダロンコ

手塚 育美

本論文は、イスタンブルのアール・ヌーヴォーについて建築を中心にその特徴を見つけ、主にヨーロッパのアール・ヌーヴォーと比較してその差異を明らかにしようとして試みている。

第一章では、アール・ヌーヴォーに至るまでの時代背景を論じ、アール・ヌーヴォー以前にもヨーロッパの影響を受けたバロックなどの建築様式がオスマン帝国内で受け入れられていて、アール・ヌーヴォーは突然流入したわけではなく西欧化の流れの

中の一部であったことを明らかにした。

第二章では、イスタンブルで初めてアール・ヌーヴォー建築を完成させたイタリア人建築家のライモンド・ダロンコについて論じた。ダロンコの作品集を検討してみると、ダロンコがイスタンブルを中心に活躍時期の作品が約百二十例あるうち、アール・ヌーヴォーの作品は僅か数例しかなく、ダロンコにとってアール・ヌーヴォーは数ある様式の一つに過ぎなかったことがわかった。

第三章では、アール・ヌーヴォー建築について論じている。最大の特徴は、第一期(一九〇〇年—一九一五年)、そして中断期(一九一五年—一九二二年)を経て、第二期(一九二二年—一九三〇年)が存在することである。ヨーロッパのアール・ヌーヴォーが一九一〇年頃には衰退し、時代遅れになっていくのに対し、イスタンブルでは第一次世界大戦による中断期があったのにも関わらず第二期が登場するのである。第一期では主に石造アパートマンが建設され、第二期では主に木造住宅が建設された。この第二期の木造住宅のアール・ヌーヴォーは、ヨーロッパのアール・ヌーヴォーが石造のものが主であったのに対して珍しいものである。

第四章では、建築以外のアール・ヌーヴォーについて論じている。ユルドゥズ宮殿の工芸品や壁画の存在について確認し、またユルドゥズ宮殿内の陶磁器工房で一品アール・ヌーヴォーの陶磁器の花瓶が製造されていたことがわかった。たった一品ではあるが、製造されたという事実から、アール・ヌーヴォー

を積極的に取り入れようとしたとは言えないが、それでも取り入れようとしていたことが伝わる。

イスタンブルのアール・ヌーヴォーは時期が長いことが特徴で、独自の特徴を持っていた。イスタンブルにおいて他の様式などへの影響は見られないが、居場所があったのである。

委任統治期イラクにおける一九二〇年暴動

増野 伊登

一九二〇年、英国による委任統治が承認されたことを一因として、イラクで反英暴動が勃発した。一般に「一九二〇年暴動」と呼ばれるこの事件は、ユーフラテス中流域を中心として起こり、最終的に、現イラク領土の約三分の一をも巻き込む大規模な抵抗運動にまで膨れ上がった。イラク住民が、地域・宗派・宗教を超えて共闘した未曾有の出来事であるということから、この暴動は、イラク・ナシヨナリズムの萌芽として度々言及されてきた。すなわち、「国民意識 “national consciousness”」の表出として、暴動の存在が語られることによって、その次に続くイラク人暫定内閣の発足、一九二一年のファイサル一世国王の即位など一連の出来事が、イラク・ナシヨナリズムとイラク国家誕生の歴史として位置づけられてきたわけである。しかしながら、肝心な暴動の実態について、また、イラク・ナシヨナリズムそのものの成り立ちや発展過程についても、

未だ十分な検証が為されてきたとは言えない。

本稿においては、暴動が実際に展開された過程を明らかにし、今まで見過ごされがちであった、反英派内部の利益対立や、英国を支えた親英派勢力の存在にも焦点を当てることによって、ナシヨナリズムとの関係性を主張する研究に対して、疑問を投げかけることを試みた。一九二〇年の暴動を主に担ったのは、ユーフラテス中流域の諸部族とサイイド勢力、そしてナジャフ・カルバラを中心とするシーア派宗教界や、バグダードなど都市部の政治組織らであったが、反英活動に従事する彼らの動機や目的がそれぞれに異なっていたために、暴動は当初から分裂要素を含んでいた。加えて、それまでの反英蜂起と比較して格段に規模が大きいたはいえ、暴動の地域的広がりには限界があったことや、イラク各地に点在する親英派勢力が、反英活動の更なる拡大を食い止めていたことなどは、これまでの研究で十分に検討されてこなかったことである。暴動の実態の更なる解明と、イラク・ナシヨナリズムの定義をも含めて、暴動がナシヨナリズムの表出であったとする説には、今後更なる検証の余地があると言える。

日中戦争期における中国回教救国協会とその世界観

矢久保典良

本稿では日中戦争期における中国回教救国協会を取り上げ、

この団体の核となるものと、その機関誌『中国回教救国協会会刊』に描かれた「世界観」を考察した。

この団体は全国規模で中国のムスリムを包括し統合を目指す統一的な団体であった。ここには軸として「抗日」と宗教の2つの核が存在していた。前者は団体成立の背景である日中戦争という当時の時代状況を反映したものである。後者は宗教による信徒の統合という目標が宗教を基盤にしているものであったことからいえる。両者の核はイスラームの教義を根拠に「抗日」をイスラーム的行為に置換したり、それを媒介させたりして結びついていた。両者は表裏一体の存在であった。これを端的に示すフレーズが「救国興教」であった。従来の研究では、この団体の「抗日」の側面の重要性が強調されている。しかし、それと同時に両者の核の結びつきからもわかるように、団体にとって宗教という核の側面も見過ぎしてはいけない。このことはイスラームの2大祭など宗教に関する儀礼や同宗者が多数居住する所謂イスラーム諸国向けの対外活動などの宗教的な側面を前面に押し出していたと見てとれる活動からも伺える。

こうした核を持つ団体が「回教世界」に関してどのような世界観を抱いていたのか。この「世界観」には理念としてのものと、実態としてのものとの2つの「回教世界」観が存在していた。前者は「全ムスリム信徒共同体」としての「回教世界」という認識であった。イスラームを信仰するムスリムのまとまりとしての共同体である。これは理念的なものであり、中国でイスラームを信仰するムスリム自身も含まれていた。後者は地球

上で実際に存在する空間としての「回教世界」という見方であった。そこはムスリムが多数派を占める地域、または相当数の人口がある地域であった。具体的には、協会が対外活動を行った「中東」地域（西アジア・南アジア方面）と「南洋」地域（東南アジア方面）などが挙げられる。機関紙には、2つの次元での「回教世界」観が描かれていた。

「ヴィルヘルム・フォン・フンボルトの

国家理論とその実践」

鈴木 洋介

ヴィルヘルム・フォン・フンボルトといえば、プロイセンがナポレオン率いるフランス軍に占領された一九世紀初頭に、一般的人間形成の理念に立脚して教育改革を指導した人物として知られている。だがフンボルトは一七九二年に執筆した「国家の及ぼす効力の限界を決定するための試論」において、国家は教育に関与するべきではないと主張していた。その後フンボルトは教育行政に参画する一八〇九年まで教育問題についてなんら発言せず、内務省の公教育局長になるよう打診されると八方手を尽くしてそれから逃れようとしている。本稿の狙いは公教育を批判したフンボルトの論考を同時代的コンテクストの中で精査し、それを通じて彼の教育行政官としての活動を検討する点にある。

フンボルトによれば、国家の指導・監督は秩序と平穩を生む代わりに国民から活力を奪ってしまう。それは彼が最も価値を置いた人間的諸力の自由で全面的な發展を阻害する。それ故に国家は教育を含む市民の活動から出来るだけ手を引いていなければならぬ。国家が行うべきは、国民がそれを独力では確保できない場合に安全を維持することだけである。彼はここで、国民の生活全般に後見的に介入しようとする啓蒙絶対主義を拒否すると同時に、個人の全面的發展を妨げるほどの放縱をもたらずとしてフランス革命を批判した。

だが、これら二つの両極端な国家体制を拒否したとき、フンボルトはその代替物を制度的に描き出せなかつた。彼は自分の考えを為政者が理解し、賛同してくれるように望むだけだった。それは当時、ドイツの多くの知識人に共通していた特徴、すなわち彼らの思い描く進歩的な国家像と現実における国家の後進性との間の覆い難い懸隔を明瞭に示している。だが行政官としてフンボルトは、彼の前任者たちが整備してきたアビトウーアや官吏任用試験制度の利用と改善を通じて、そして新たな理念に基づく大学の設立を通じて、将来の為政者となる官僚候補生たちに彼の考えを浸透させる機会を手に入れたのであった。

〔民族学考古学専攻〕

最花式土器の研究

安達 香織

縄紋土器の編年研究は、縄紋時代の時空間的枠組みの設定とともに、集団の諸関係を明らかにするものである。縄紋土器型式網の大枠はほぼ定まっているものの、未だに混乱の続く型式もある。東北地方北部の縄紋時代中期後葉の型式とされる最花式はその一例である。

青森県最花A貝塚は、慶應義塾大学の江坂輝彌氏により一九六四年に発掘された。最花式は、その出土土器を標式として設定されたものである。しかし、調査の報告がなされなかつたため、その後、最花式をめぐる混乱が生じてしまう。本稿では、最花式の型式内容と時空間的位置を明らかにするため、最花A貝塚出土土器の分析を試みた。

製作工程の分析では、深鉢形土器を対象に形態と装飾の観察を行った。その結果、土器の製作には、以下の三つの工程が認められた。工程(a)は、粘土紐を平縁深鉢形に積み上げ、主に横回転の縄紋を器面全体に施すもの。工程(b)は、粘土紐を上端に追加し有段の口縁部を形成するもの。工程(c)は、沈線文を胴部に描出するものである。各工程が組み合わさる場合には、(a)↓(b)↓(c)の順でなされており、深鉢形

土器が、工程(a)のみ、工程(a)↓工程(b)、工程(a)↓工程(b)↓工程(c)という、単純な三つのヴァリエーションで構成されていることが明らかになった。また、工程数の多いものの法量が大きくなる傾向が認められた。こうしたことは、これらの土器が規則的な製作システムで作られていたことを示すものである。器形や文様が単純な様相を示すことから、これらの土器がひとつの型式学的まとまりをもつ可能性が高まったと言える。

最花A貝塚出土土器と類似する土器は、青森県から秋田県北部に分布する。その南は大木式土器の分布範囲となる。最花A貝塚出土土器の文様の特徴のひとつに、I. 文様帯とII. 文様帯をもつことが挙げられるが、これは最花式以前の東北北部の型式の系統を引くものである。一方、II. 文様帯の沈線文には、在地の系統では理解できない部分があり、それが大木9b式のモチーフを取り込んだものであることが明らかになった。これは、最花A貝塚出土土器と大木9b式との並行関係を示すとともに、大木9b式分布域との関係を考察する手掛かりになるものである。

以上のように、本稿では、最花A貝塚出土土器が一型式として理解できることを示し、その時空間的位置を考察した。今後は最花式の再設定を行い、東北地方の編年体系の再構築を進めていく必要がある。

後期青銅器時代南レヴァントにおける エジプト支配の性格

——「エジプト人総督居館」を事例として——

問舎 裕生

後期青銅器時代の南レヴァントは新王国時代エジプトに支配されていた時代と考えられている。その考古学的証拠としてしばしば指摘されるのが「エジプト人総督居館」と呼ばれる一連の遺構群である。これらはエジプトの建築様式を反映しているとされることが多いが、その性格や分布は正確に理解されているとは言えない。そこで本論では「エジプト人総督居館」の性格や立地を再検討することで、南レヴァントにおけるエジプト支配の性格を考察することを目指した。

まず「エジプト人総督居館」の構造を理解するため、それらの型式学的な分析を行なった。エジプトの遺構から「高位のエジプト人住居」の属性を抽出し、南レヴァントの大型住居24点と比較検討した結果、エジプトの要素を持つ南レヴァントの遺構は8点しかないことがわかった。また、それらも「住居」と考えられるもの、エジプトの要素を持つ住居であるが「高官の住居」とはみなせないもの、住居以外の機能を持つと考えられるものの3型式に分類できる。したがって、この遺構群を従来のような一括りの概念で考えるべきではないことを指摘した。

次にこれら8点の遺構の機能を検討するために、遺跡内に占める位置を分析した。その結果、都市の一部として機能しているものと、単体でテル上に存在しているものがあることがわかった。つまり、住居は8点より更に少ないこととなる。「エジプト人総督居館」とみなせるものはテルの中心部に位置しており、都市内において重要な役割を担っていたと思われる。

さらに「エジプト人総督居館」が位置する遺跡の性格を検討するために、南レヴァント全域から出土するエジプト遺物の分析を行なった。その結果、集中して出土するのは「エジプト人総督居館」のある遺跡のみであることがわかった。また、それらはほとんどが現地で製作されたものであった。このことから、エジプト人が組織的に居住していた遺跡は限定されることが観察された。

これら8点の遺構が立地した社会的背景を考察するために、その分布を検討したところ、それらは全て交易路上に位置していることがわかった。おそらくこれらの主たる目的は、通商の管理だったと考えられる。この遺構群が出現する時代のエジプトは内政が不安定な状態にあり、南レヴァントへの影響力を残すために建立したものであろう。

以上を総合すると、エジプトは従来考えられていたように南レヴァントを領域的に支配する強い力を持っていたわけではなく、いくつかの拠点を押さえる程度の影響力しか持っていなかった可能性がある」と結論づけられる。

渭河平原における近現代の景観史

土壌の分析を中心に

栗山 知之

黄河中流域の渭河平原では、土壌と呼ばれる人工的に造られた窪地が村落の周囲に分布する独特の景観が見られる。土壌は土糞と呼ばれる土を大量に含む肥料や日干し煉瓦の製造などのために採土活動を行うことで形成された。近現代の渭河平原では見渡す限り穀物栽培の農地が広がり、森林・草原はあまり見られない。このため、生活や農業を持続するために利用できる資源は限られるので、身近にある土を活用するようになり、採土場である土壌が拡大してきた。

土壌の研究は、耕作土壌の形成に関する土壌学的研究がわずかにあるだけで、人間活動を中心に検討した研究はない。そこで、本稿では土壌を造り出してきた人間活動の内容とその変遷を捉え、渭河平原における近現代の景観の変遷を検討した。渭河平原西部にある岐山県と楊陵区の村落を中心として、土壌の分布調査と聴き取りを行い、土壌に関わる人間活動を明らかにした。そして、渭河平原の全域で概況調査を行って土壌の一般的な状況を把握し、さらに華北平原の農村調査資料に見られる採土場と採土活動の記述との比較を行った。

土壌に関わる人間活動は、土壌による土壌活用技術と土壌に

よる土地利用システムにまとめられる。土壌による土壌活用技術は、土壌を起点として村落・農地をめぐる土の循環である。土壌から採り出された土は村落に運ばれ、主に日干し煉瓦や土糞の製造が行われる。日干し煉瓦は廃材になると、土糞の材料としても使用される。土糞は農地に施用されるので、村落の土壌で採り出された土は最終的に村落の土地に還元される。土壌による土地利用システムは、土壌における採土活動によって土壌周囲の土地での農業や村落での生活を維持し、同時に土壌内部に新たな土地を造り出して利用する土地利用形態である。大規模な地形改変で拡大した土壌内部の土地は、農地を中心として社会状況に対応して様々に利用される。

このような人間活動を背景として、近現代の渭河平原において、村落・土壌・農地が近接した景観が形成されてきた。一九五〇年代以降になると、水利施設の建設、農作業の機械化、化学肥料の普及、焼成煉瓦の普及などの近代化の進展に伴って、土壌に関わる人間活動は変化し、村落・土壌・農地の有機的なつながりは無くなり、土壌の役割は変わろうとしている。

関東地方における縄文時代後期土偶の研究

武内 博志

土偶研究においてもっとも重要な課題は、土偶がどのようなように用いられたのか、土偶にどのような役割があったのかという問

題である。こうした用途・機能に関する問題は、土偶研究の初期にあたる明治時代から取り上げられているが、今日にいたるまで明確な答えが出ていない。本論では、そうした土偶の用途・機能研究に対して今後とるべき有効な研究視点を提示した。

これまでの土偶用途論、機能論を振り返ってみると、縄文時代の土偶を一括して女性、故意に壊されるものとしており、それが各論の重要な論拠となっている。だが、土偶は縄文時代の草創期から晩期、一部弥生時代に至るまで用いられ、時期ごと地域ごとに様々な形態のものが存在している。したがって縄文時代の土偶を一括して用途・機能を論じることが適当ではなく、時期、地域ごとに土偶を分析し、用途・機能が変化している可能性を視野に入れる必要がある。こうした視点から本論では、関東地方における縄文時代後期の土偶を対象に分析を試みた。

本論では、関東地方における縄文時代後期土偶のうち、後期前葉のハート形土偶、中葉の山形土偶、後葉のみみづく土偶を分析対象とした。まず、型式学的分析として山形土偶を取り上げ、これまで不明な点の多かった山形土偶出現期の様相を分析した。その結果、山形土偶は前段階の土偶からの変遷が辿れない部分が存在した。これは、みみづく土偶が山形土偶からの連続的な変化で出現したのとは対象的である。

こうした分析を踏まえて、次に後期土偶において用途・機能の変化が存在しているかどうかを分析した。本論では、用途・機能を反映している属性として主に土偶の大きさを取り上げ、それが後期の各土偶の間で変化しているかどうかを確認した。

その結果、ハート形土偶と山形土偶、みみづく土偶では大きさが異なり、ハート形土偶は他の後期土偶と比べて大型であることが判明した。こうした点と他の様々な属性を加味した結果、ハート形土偶と山形土偶の間では、土偶の使い方、土偶の持つ意味が異なっている可能性が指摘された。それに対して山形土偶とみみづく土偶の間では土偶の使い方は変わらず、土偶の持つ意味が変化している可能性を指摘した。このことは、土偶の型式学的分析とも符号しており、型式学的分析と用途・機能の分析を相補完して行うことの重要性を示す結果となった。

二〇〇七年度卒業論文題目

〔日本史学専攻〕

- | | |
|--------------------------|-------|
| 古代の音風景 | 木本 一花 |
| 記紀に見える五世紀の大王宮の史実性について | 高村 亮介 |
| 日本仏教の黎明と蘇我氏 | 末次 亜美 |
| 安倍晴明と伝説 | 後藤 恭代 |
| 瀬戸内海地域の海賊について | 清水 新 |
| 中世茶の湯の本質―燈火具と数寄から考える― | 筋内 敬子 |
| 鎌倉後期の嗽訴と朝廷 | 小出麻友美 |
| 武蔵国鶴見寺尾郷図にみる境界表示と空間構成の論理 | 武田周一郎 |
| 伊勢山田胎動期を支えた都市間物流について | 藤村 大介 |
| 連歌が体現する政治的秩序 | |

―室町末期伊予国の場合―

水上 祐輔

今川義忠後室北川殿の研究―今川家ならびに

戦国時代の女性に与えた影響を探る―

土居由布子

琉球出兵期における島津氏の権力構造の二重性について

有馬 哲史

伊達治家記録と慶長遣欧使節研究史

小島 一希

禁制宗門不受不施派についての研究

遠藤 隆

―岡山藩の宗教政策との関連―

林 葉子

江戸の火災と町火消

山本 文哉

享保初期の火災と幕府

漂流記にみる遭難時の対処方法

印藤 琴莉

―断髪と神籤を中心に―

納富 理恵

鍋島藩窯の研究

伊佐治 航

黒船騒動にみる近世メディアの報道性

圓山 碧

―かわら版を中心に―

琉球新報記者太田朝敷の展望

石渡 崇麿

新聞は政府に遠慮したか

中田 修作

―日本の新聞に見る韓国併合―

戦後呉の「国際化」

久保 真司

―英連邦占領軍の進駐と呉市―

漫画「サザエさん」に関する一考察

―「ノスタルジア」を手がかりに―

〔東洋史学専攻〕

『時事新報』に見る中国觀

高木 康之

漢高祖劉邦に見る君主像

杉原連太郎

二〇〇八年オリンピック招致に成功した中国

光永 智子

横浜中華街における媽祖廟の建立——「街づくり」に関わるその過程と意義の考察・長崎の事例と比較して

鮎川 佳苗

マレーシアの市民社会…NPOの多民族国家における役割

江川めぐみ

横浜市鶴見区の在日ブラジル人の教育問題…沖縄ルーツを手がかりにして

龜山 悦子

劇団四季の韓国進出に見る文化侵略と文化交流

高根 明香

多民族国家マレーシアにおける華人食文化——ニョニヤ料理に見る伝統の継承と現地化の過程

三科 恵

中国古代帝国の構造

福村 駿介

馬頭娘故事の起源と伝播

矢島明希子

オスマン帝国末期の教育と女性知識人

角掛万里子

ハリデ・エディプ

植田 温子

ギリシア系ディアスポラとアナトリア

栗田 健矢

イスタンブル——都市空間の変遷と建築

浅野 美香

レコンキスタ期のグラナダにおけるムデーハル・モリスコについて——マイノリティとしてのムスリム

渡邊 峻

ポストコロニアルは「誰」の問題か——ポストコロニアルにおけるレヴィナスの他者論

川崎 浩史

ハッティーンンの戦い——反十字軍戦争の転換点

森 泰樹

〔西洋史学専攻〕

アメリカ・ルネッサンスの思想

築山 敦

生き続けるウィルソンの「夢」

佐々木理沙

楽園ハワイ

——日系移民の超えることのできない心の壁——

貝沼 有香

日米安保条約と吉田茂

江口 元氣

冷戦期アメリカの反共産主義政策

本郷 太郎

黒人指導者——マーティン・ルーサー・キング二世

須藤 妙子

ジュール・ミシュレの歴史叙述における

革命と民衆

山口 一希

ウィーン・ユダヤ人の葛藤

三好 保津

ドイツ帝国設立期におけるビスマルクの

内政と外交

関口 朋美

マックス・ウェバーと客観性論文

——同時代的思潮との連関において——

菅原 秀一

ナチス・ドイツにおける大衆扇動

——言語・祭典・教育を中心に——

星野 萌子

第二次世界大戦前夜におけるイギリスの

対独「宥和政策」

新井 美穂

戦後ドイツの「過去の克服」

戦後ドイツにおける歴史政策と歴史教育

飯田 紗子

中世イングランド世俗所領と羊毛生産

田中 達之
牧野 彰邦

ルターの宗教改革に何を見出すか

— 宗教改革所期を中心に —

共和制期におけるローマ市民権

ユーラシア主義者 N・S・トルベツコイの思想に映る

ソ連 (一九二〇〜一九二七)

一七世紀におけるアンタンダン制

スペイン近世におけるモロとクリステイアーノ

ブオナツコロソ・ピッテイに見るフイレンツェ商人の

「家族」と「名誉」

シャルル七世の治世における通貨政策の役割

イギリス帝国の帝国意識

— 一八八六年「植民地・インド博覧会」と帝国意識 —

一九・二〇世紀イギリスのエリートと

パブリックスクール

一八世紀初期スペイン・ブルボン王家の食卓

一七九〇年パリ全国連盟祭と

青森ねぶた祭りにみる国民統合

ヴィクトリア時代における

ガーデニングの「アマチュア化」

二一世紀におけるサッカー・フリーガニズム

近代オリンピックの理念

— 第4回ロンドンオリンピックの独立に至る過程 —

〔民族学考古学専攻〕

日本旧石器時代遺跡の「環状ブロック群」

— よりよい研究に向けた問題点の整理 —

力士形埴輪の研究

近世江戸都市空間における

出土銭貨と「場」の関係性

武蔵野台地における

「漏斗状井戸」の成立と中世街道

明治期「書物」の近代化

— 出版社をケーススタディとして —

南レヴァント出土の土製人形棺

— その由来と展開 —

オセアニア地床炉に関する民族誌と考古学的情報の集成

— 「高い島」と「低い島」の比較のために — 小笠原 大悟

関東十三菩提式期における大木6式土器について 納 美保子

変わりゆく祭礼の歴史研究

— 三重県桑名市の石取祭を事例にして —

秩父山麓地域史から読み解く

三峰の御眷属信仰の創出と変遷

出土琴の変遷と日本人の音楽性

「葛生原人」から「葛生の原人」へ

— 絡み合う慣習と非慣習の歴史的諸相 —

家族写真アルバムを通して見た日本の近代家族 — 新潟S家の家

族写真アルバムの分析を通して —

岩倉 祥平

菊次 勇介

齊藤 祥平

田中 雄祐

田中 理恵

横山 敏之

兎田由香里

植松 千春

濱田 有佑

小島 沙南

滝田 啓

中山 歩美

濱田 卓俊

渡辺 裕介

五十嵐 辰博

池田 智子

石田 智裕

今永 恵梨

梅崎 貴宏

大滝 未知郎

手塚 宏樹

竹内 智哉

笠間 美穂

榊 晶子

ヒントン 実結枝